

財政の健全性に関する比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づく財政の健全性に関する比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

島田市長 染谷絹代

令和2年度 島田市財政の健全性に関する比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	島田市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.28	20.00
連結実質赤字比率	—	17.28	30.00
実質公債費比率	6.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業の名称	島田市	経営健全化基準
島田市水道事業会計	—	20.0
島田市病院事業会計	—	20.0
島田市公共下水道事業会計	—	20.0

財政の健全性に関する比率について (参考)

参考① 健全化判断比率の状況

令和2年度決算に係る健全化判断比率は次のとおりです。

- 実質赤字比率 (参考②参照)
- 連結実質赤字比率 (参考②参照)
- 実質公債費比率 (参考③参照)
- 将来負担比率 (参考④参照)

一般会計等の実質収支に赤字は生じていません。
 一般会計等及び特別会計の実質収支に赤字は生じていません。
 また、企業会計に資金不足は生じていません。
 これらの合計について、連結実質赤字は生じていません。
6.8% 前年度の7.0%に比べ**0.2ポイント**の低下です。
 将来負担比率は算定されませんでした。

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度	-	-	7.2	-
令和元年度	-	-	7.0	-
令和2年度	-	-	6.8	-

静岡県島田市

早期健全化基準等

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模(千円)	
					うち臨時財政対策債発行可能額	
平成30年度	12.31	17.31	25.0	350.0	21,952,141	1,444,089
	20.00	30.00	35.0			
令和元年度	12.31	17.31	25.0	350.0	22,054,696	1,319,715
	20.00	30.00	35.0			
令和2年度	12.28	17.28	25.0	350.0	22,359,980	1,208,169
	20.00	30.00	35.0			

参考② 実質赤字、連結実質赤字比率の状況

会計名		実質収支額	
		平成30年度	令和元年度
一般会計等 一般会計等に属する 特別会計	一般会計	1,281,940	831,814
	土地取得事業特別会計	0	0
	休日急患診療事業特別会計	16,983	13,788
小計	A	1,298,923	845,602
標準財政規模	B	21,952,141	22,054,696
実質赤字比率 (%)	A/B	-5.91	-3.83
			22,359,980
			-3.70

(単位:千円)

会計名		実質収支額又は資金不足・剰余額	
		平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	654,568	643,366
	介護保険事業特別会計	247,147	182,565
	後期高齢者医療事業特別会計	2,554	2,586
	介護サービス事業特別会計	9,040	7,809
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	1,160,850	1,258,470
	病院事業会計	4,256,056	3,238,982
	公共下水道事業会計	—	—
法非適用企業 宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	8,090	2,689
	公共下水道事業特別会計	17,655	23,611
合計 (一般会計等を含む。) C		7,654,883	6,205,680
標準財政規模 (再掲)	B	21,952,141	22,054,696
連結実質赤字比率 (%)	C/B	-34.87	-28.13
			22,359,980
			-24.93

(単位:千円)

※ 水道事業会計及び病院事業会計は、正の値なら剰余額、負の値なら資金不足額を表します。

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示しています。

参考③ 実質公債費比率の状況

- 標準的な一般財源の規模である「標準財政規模」に対する公債費等充当一般財源の比率です。
- 令和2年度及び過去2年度の各年度の算定結果の平均を用います。
- 普通交付税の標準財政需要額に算入される要素を除外して算定するため、分母、分子双方から普通交付税の標準財政需要額に算入される元利償還金額を差し引いて算定します。
- 令和2年度単年度比率が令和元年度よりも低下した要因（令和元年度 7.11449 ⇒ 令和2年度 6.08553 の比較）
算定の分子となる地方債の元利償還金等は、元利償還金の額の減により、減少しました。
- 算定の分母である標準財政規模は、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額が減少した一方、標準税収入額等の増がこれを上回り、増加しました。結果として、分子の金額が減少するとともに、分母の金額が増加したため、単年度比率が前年度より低下しました。
- 3カ年度平均比率が7.0%から6.8%へと低下した要因
令和2年度の単年度比率が、平成29年度の単年度比率（6.75906）を下回ったことによるものです。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨～⑭	A
地方債の元利償還金等	元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められるもの 補助金又は負担金	公債費に充てる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	⑨から⑭までの合計	
平成30年度	4,677,826	0	0	584,545	1,798	99,904	0	921,274	3,078,701	1,364,098
令和元年度	4,622,118	0	0	623,527		68,089	0	906,693	3,055,333	1,351,708
令和2年度	4,314,232	0	0	669,658		76,701	0	917,846	2,962,293	1,180,452

(単位:千円)

	⑮	⑯	⑰
標準財政収入等	標準財政収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成30年度	15,980,390	4,527,662	1,444,089
令和元年度	15,901,200	4,833,781	1,319,715
令和2年度	16,441,419	4,710,392	1,208,169

	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費に係るもの(に限る。)	災害復旧費等に係る標準財政需要額	災害復旧費等に係る標準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	密度補正により標準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により標準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
平成30年度	585,763		2,399,765	93,173		18,873,440
令和元年度	547,383		2,412,863	95,087		18,999,363
令和2年度	445,346		2,416,561	100,386		19,397,687

B

(単位:千円)

(単位:%)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (35年度平均)
令和2年度	6.08553	6.8
令和元年度	7.11449	7.0
平成30年度	7.22761	7.2

○ 実質公債費比率は、次の算式による比率の過去3カ年度の平均数値

$$\frac{\text{①} \sim \text{⑦}}{\text{⑧}} \times 100(\%)$$

$$\frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100(\%)$$

地方債の元利償還金 + 準元利償還金
 - ⑧ 特定財源の額 - 元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額
 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額

参考④ 将来負担比率の状況

- 標準的な一般財源の規模である「標準財政規模」に対する令和2年度末の地方債等負債残高（将来負担額）の比率です。
- 将来負担額については、充当可能基金額、特定財源見込額及び普通交付税の基準財政需要額に算入される見込金額を控除して算定します。
- 令和2年度将来負担比率が算定されなかった要因
- 債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額及び土地開発公社の負債額の減がありました。地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額の増により、将来負担額が増加しました。
- 将来負担額は増加しましたが、充当可能財源等の合計が上回ったため、分子がマイナスの値となりました。

将来負担額

	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	（単位：千円）			合計
							地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	
平成30年度	37,816,361	622,597	5,635,829	0	5,517,621	573,548	573,548	0	0	50,165,956
令和元年度	37,990,145	567,014	5,894,985	0	5,480,386	850,354	850,354	0	0	50,782,884
令和2年度	41,795,386	491,445	10,764,960	0	5,078,943	0	0	0	0	58,130,734

充当可能財源等

	充当可能基金額	特定財源見込額		基準財政需要額算入見込額	合計
		うち都市計画税	うち都市計画税		
平成30年度	13,819,971	7,945,543	7,396,406	31,420,148	53,185,662
令和元年度	13,766,517	8,094,904	7,615,046	33,018,918	54,880,339
令和2年度	13,044,999	8,249,723	7,878,709	37,453,109	58,747,831

将来負担額		充当可能財源等	
A		B	
平成30年度	50,165,956	53,185,662	▲ 3,019,706
令和元年度	50,782,884	54,880,339	▲ 4,097,455
令和2年度	58,130,734	58,747,831	▲ 617,097

C	
平成30年度	▲ 3,019,706
令和元年度	▲ 4,097,455
令和2年度	▲ 617,097

参考③のB	
	18,873,440
	18,999,363
	19,397,687

将来負担比率(%)	
	▲ 15.9
	▲ 21.5
	▲ 3.1

○将来負担比率は、次の算式によって算出した数値

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100(\%)$$

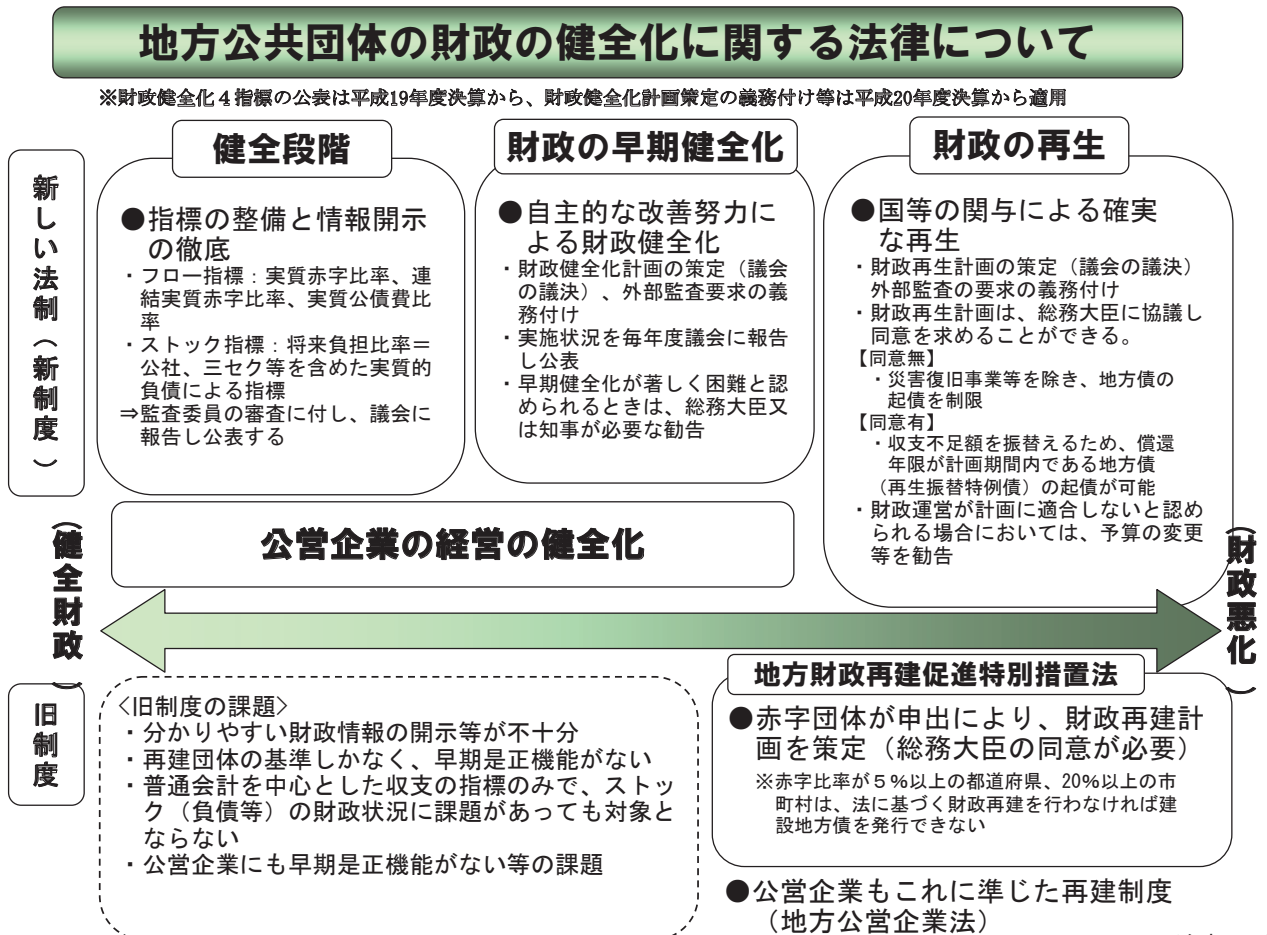
参考③のB

地方公共団体財政健全化法について

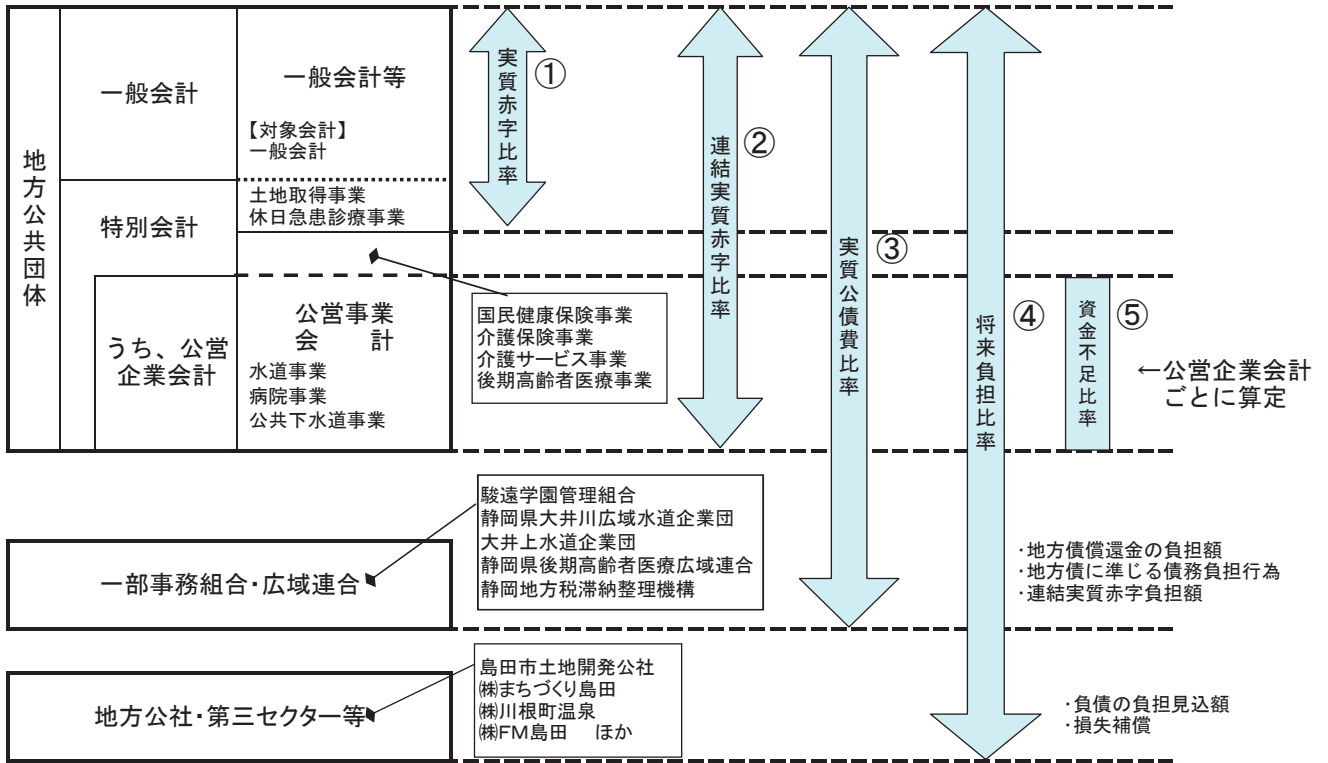
【目次】

- P.1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について
- P.2 健全化判断比率等の算定対象について
- P.3 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ
- P.4 健全化判断比率の概要について①(実質赤字比率・連結実質赤字比率)
- P.5 健全化判断比率の概要について②(実質公債費比率)
- P.6 健全化判断比率の概要について③(将来負担比率)
- P.7 資金不足比率の概要について

※総務省資料より抜粋、一部加筆してあります。



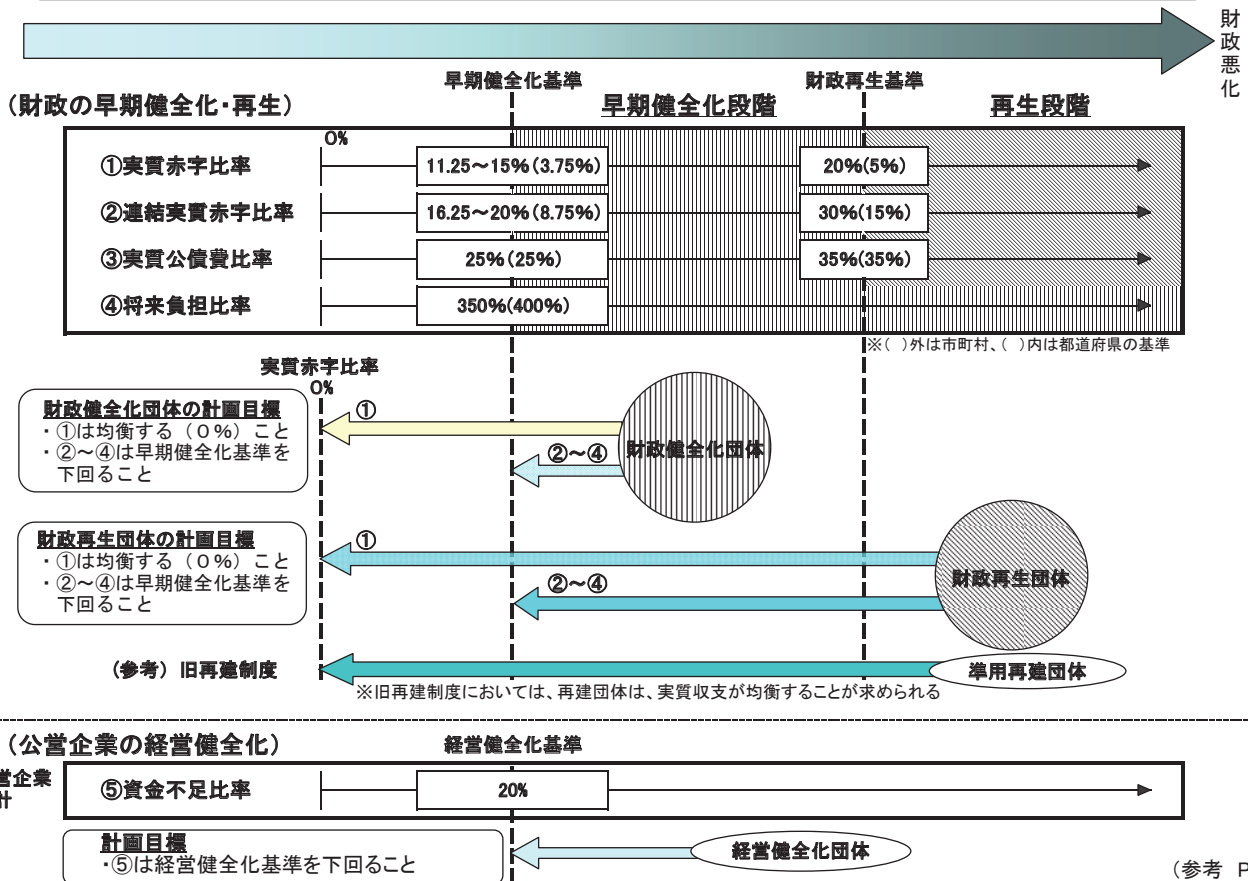
健全化判断比率等の算定対象について



(注) 会計名・法人名等は島田市において補記したもの

(参考 P.2)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(参考 P.3)

健全化判断比率の概要について①

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(参考 P.4)

健全化判断比率の概要について②

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(\ast)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- (※) 準元利償還金：次のイからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(参考 P.5)

健全化判断比率の概要について③

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：次のイからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(参考 P.6)

資金不足比率の概要について

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(参考 P.7)

